

平成26年第2回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成26年6月5日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長兼監査委員書記長	高野光司君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	石井博美君
住民課長	井原有一君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	大野敏明君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	鬼澤俊一君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	海老原貞夫君
生涯学習課長	坂田重雄君
監査委員	五十嵐弘君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	宮 本 正 裕
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成26年6月5日（木曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は11名です。11番若泉昌寿議員から、所用のため遅れるとの届け出がありました。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番通告者、10番五十嵐辰雄議員。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

○10番（五十嵐辰雄君） 4番通告、10番五十嵐辰雄でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず1点目でございますが、人を呼び込むためのまちづくりの方策について。これは、利根町に新しく来ていただくには、どのようなまちづくりをしたらよいのかをお尋ねします。

平成26年度に入り、この4月から日本の人口問題について大きく報道されております。日本の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少期に入っています。出生率が今の傾向で推移すると、2100年には4,952万人にまで減り、さま変わりした異質な日本の姿に

なってしまう。

国土交通省の試算によると、全国で人が住んでいる地域のうち、6割以上で、2050年には人口が半分以下に減るとの推計を発表しました。さらに2割の地域は住民がゼロになる、いわゆる無居住地域になると危惧されております。

利根町の人口は、平成21年4月1日には1万7,982人です。平成26年4月1日には1万7,266人です。この5年間で716人の減少です。この厳しい現実を直視し、激化する都市間競争に打ち勝ち、何としても人口減少が起こらないようにすることが行政の役割です。

「広報とね」平成23年7月号で、まちづくりの方向性が示されました。まず第1に、町民と協働によるまちづくりを進めるには、まちづくり会議等を立ち上げ、そこで住民の目線からまちづくりの資源を再発見し、新しい価値観を生み出し、地域に根差した計画を立て、人を呼び込むまちづくりが必要と思います。まちづくり会議等による答申や提言を受けることについては、町の方針と相違点は余りないような感じもいたします。

町民と協働によるまちづくりの手段及び方法があればお尋ねします。

また、まちづくり会議等の委員は、公募制を原則とするお考えについてお尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

町民と協働によるまちづくりの手段及び方法があればとのことですが、ご指摘の平成23年7月発行の「広報とね」の協働のまちづくりの推進にもありますとおり、町民が自分たちで身近な問題や課題に取り組もうと努力すること、また、そのような町民の知恵と力を継続的に行政の活動に生かしていこうとするのが協働であると考えております。そして、単なる行政への町民の参加ではなく、町民と行政とがそれぞれの立場などを認め合い、対等な立場で連携していくところと考えております。

行政には、地域の特性を生かした施策を展開して、さまざまな課題を解決する努力をしていくことが求められています。その施策を展開する仕組みをつくる過程では、地域の実態を把握し、まちづくりへの意欲が高まってきた町民と、力を合わせて活動していくことが必要であると考えております。

町民の皆さんが意欲的に取り組んでいただいている例としては、公園の草刈りや枝の剪定などの地域の美化活動、行動範囲の狭い高齢者の生活を改善するためのサロンの開催、本の読み聞かせ活動、並びに学校図書の整備、シルバーリハビリ体操の普及促進、フリフリグッパ体操運動集会の開催など、さまざまな活動が展開されているところでございます。

今後このような活動を行う上で、公共施設などを交流の場や機会の提供として活用い

ただくとともに、意欲的に活動されている町民の皆様と連携して、必要と思われる支援をしていくことが大切であると考えております。

また、まちづくり会議等の設置及び委員の公募制については、現在のところ会議設置の予定がありませんので、設置する必要性が生じた際に検討したいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 今、町長から具体的な、本当に町民に根差した身近なまちづくりを何点か挙げられました。平成23年7月から、公園の草刈りとか枝払い、サロンの開催、公共施設の交流の場とかいろいろありました。なかなか結構なことです。

それから、まちづくりについては、役場のほうから一方的な司令塔で町長、企画財政課から情報を発信しても、もっと町民に広く意見を聞くのには、まちづくりの会議等を常時設置して、その中で町民ともどもいろいろな考え方を吸収して、行政と一緒に町民とやるのがまちづくりの推進策の一環でございます。

そこで、まちづくり会議等については、必要がないから設置しないと。必要性を発見して設置するような考え方はないのでしょうか。

○議長（井原正光君） 補足して答弁を求めます。

秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

まちづくり会議等の設置につきましては、先ほど町長からご答弁あったとおりですけれども、町民の皆様方と協働のまちづくりということで取り組んでいく中で、必要性があれば、そのときに設置をしていくということでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） それでは、秋山企画財源課長、現在の行政体制で満足しておりますでしょうか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それは、私がでなくて、町民の方が満足しているかということですか。私ですか。町民の方々の協働、ご協力いただいていることに対してということではよろしいですか。それであればお答え申し上げます。

私どものほうで所管しております、閉校になりました旧布川小学校ですけれども、大部分はタイケン学園のほうに活用していただいておりますので、もともとあったグラウンドにつきまして、閉校になりました平成20年の4月から、一時期、企画財政課のほうであそこの草を刈ったりいろいろ整備していたんですけれども、その際に布川台地区の方からお話がありまして、私たちが草刈りとかの整備をしますよと、私たちがあそこに行って作業をしていたものですから、そういう話がありまして、それで最初は布川台の方にご協力いただいて草刈り等をやっていただきました。もちろん草刈りの機械とかそういうものを使いますので、燃料代と草刈り機械の刃を必要な分だけ申請していただきまして、それを支給

してやっていただいております。

その後、馬場地区、それから、四季の丘の皆さんも合流しまして、またソフトボールで使っている方もおまして、その方々も合流して、今、四つのグループがあそこの草刈りとかの管理をしていただいております。

そのようなことでずっと続いておまして、私どもの担当業務であったものが、地域の皆様方にご協力をいただいて、その目的を達成することができまして、私個人としましては、そういうご協力をいただいていることに対しまして大変ありがたいと思っていますし、今そういう形でまちづくりを進めていただいていることについては、満足しております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 秋山課長、草刈りの刃の取りかえとか、ガソリン代がどうのこうのじゃなくて、もっと全町的に広い視点に立ってやらないと町が萎縮しちゃいますよ。公園の草刈りとか枝払いとか、ガソリンを買いました、かえ刃を買いましたでなく、これは高野課長のときですが、平成23年7月で利根町のまちづくりの方向性が示してあります。

そこで課題ですが、もっと大きな課題があります。高齢化社会の福祉、農業の構造改革、豊富な人材の活用、この3点が利根町の盛衰にかかっています。課長、これ、広報を見ているんですけども、3ページにありますよ。こういった大きなテーマでやらないと、小さい草刈りくらいでは町は発展しません。

私の提案するのは、町の中には立派な人材たくさんおります。そういった方の活用ですが、委員とか何かを広く公募して、宗教とか政治とかに関係なく、そういった方を募集して考えないと、幾ら町のほうから情報を発信しても、受け手が関心を持ってこないですよ。やる気のある人を公募してやってくださいよ。そういう考え方、企画財政課長、いかがでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほどもお答えしたとおり、そういう設置する必要性が出てきた場合には、そこで検討するというところでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 確かに必要性については、町長のより高度な行政判断で決めるわけございまして、幾ら外野のほうで騒いでも、町長が自分でやらないとできないんですけども、利根町の現実、人口は減少しています。全国的な減少だからやむを得ずと、利根町は例外ではないと言えそうだけれども、広報に書きましたまちづくりの基本方針ですが、町民の人材の活用などはどのように今、活用していますか。その点をお聞きします。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 五十嵐議員ご指摘のとおり、先ほどおっしゃっていただきました広報の3ページのほうに、豊富な人材の活用というのが確かにございますが、今度こ

ういう形で事業をやりますよということについては、昨年、町民の皆様から提案をいただいて行う事業、これは公募して行う事業ですけれども、それと、町のほうでこういう事業をやってくださいということで、町民の皆様からその事業に参加していただくということで、協働でやるための事業の要項等をつくって募集をいたしました。もちろん、それは公益性が高いということが条件になるわけですけれども、昨年は、町民の皆様方からのご提案ということで、1件の申し込みがありまして、内部で審査したんですけれども、公益性が低いということで採用は控えさせていただきました。

また、その事業が採用されれば今年度事業化する予定だったんですけれども、採用の案件がありませんでしたので、ことは実施しておりませんが、平成27年度から始まるということで、また今年度も秋口に募集をして、来年度の予算の中に反映させていきたいなと思っております。

そのようなことで募集はいたしますが、そのほかにさまざまな活動をされている方々がいらっしゃいますので、そういう活動を、先ほど五十嵐議員おっしゃったように、もっと大きいものではなくてはだめなんだという言い方もありますけれども、小さい活動を応援していくと。それ自体がどんどん大きくなっていくのではなくて、小さいものがたくさん活動しておりますと、それがまた連携して大きい活動につながっていくと思いますので、一方でそういう公募制の事業もありますし、もう一方では、皆様方が一生懸命活動されているところを応援していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 時間の関係で次にまいります。

2番でございますが、市街化調整区域の集落の振興策でございますが、利根町は、昭和45年に都市計画法による線引きが行われました。それから相当な経年変化により、市街化区域並びに市街化調整区域においても社会資本の整備が相当進み、都市構造は大きく変わりました。茨城県においても、都市計画法第34条の運用上、開発行為の許可等の基準に関する条例を制定し、時代に即応した健全な都市の発展を図られるよう、弾力的にこの都市計画法第34条について運用しております。

市街化調整区域の発展を左右する事案として、都市計画法第34条第11号及び第12号の運用にありますこの条文は、市街化調整区域のあらかじめ指定した区域において、既存集落の維持保全を目的に、申請者の出身要件を問うことなく、住宅や一定の小規模な店舗や事業所の立地を許可の対象とする制度です。この制度が、いわゆる区域指定制度です。そこで、次の点についてお尋ねします。

（1）ですが、区域指定制度について、都市計画法第34条第11号及び第12号の概要はどのようなになっておりますか、お尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

区域指定制度の第11号及び第12号の概要ということでございますが、都市計画法第34条第11号は、平成12年に既存宅地制度が廃止されたことに対する代替措置として定められたものであり、市街化区域に隣接または近接している集落を対象としております。

また、都市計画法第34条第12号は、集落のコミュニティー維持を図るため、市街化区域から離れている集落が対象となっております。

市街化調整区域内における区域指定制度は、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例に基づき、市街化調整区域内のあらかじめ指定された区域において、申請者の出身要件等を問うことなく、住宅や一定規模の店舗、事業所の立地を許可の対象とするものでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） そうしますと、利根町は、茨城県の条例によりますと区域指定対象市町村に入っております。申請というのは、町長が県のほうに申請するわけでございます。これがなければ調整区域の既存集落の振興策はないと思うのです。この近隣では、河内町は区域指定対象市町村ではありませんが、利根町は区域指定市町村に入っております。町長がよく町内の状況を調査して、必要性があれば申請は可能でございます。

今、県のほうでも市町村のほうに権限移譲が大分されております。県のほうとしては、全部で県内には32の市がありまして、町村が12、都合44市町村がありますけれども、水戸市とつくば市は特例市でございますから違いますが、それ以外の22の市は開発行為、これは都市計画法の第29条から始まる開発行為、今町長がおっしゃいました34条、これも県から離れまして市町村独自に判断できる制度があります。ですから前向きに、安全運転ばかりが行政ではないのです。多少前向きに、線引きをずっと維持してもいいけれども、時代に即応した都市計画の運用ということが必要でございます。町の考えについては、今、町長は都市計画法第34条の11号と12号の条文の解釈を棒読みしたわけでございますが、町としての区域指定についての考えについて、町長の考え方をお聞きします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 五十嵐議員おっしゃるとおり、町で申請するということになってございますが、必要性があれば申請はしたいと思っておりますが、今のところ、その必要性がないと判断しているところでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 必要性があるかないかについては、町長のご判断ですけれども、それはいろいろな基礎的な資料等を十分に分析し、町の中をずっと役場の上のほうから鳥瞰的に見て、景観とか何かでなく、実際に各集落の状況、現状を踏まえて、制度があるんですから、必要性があるかないかについての行政判断を、計数的、量目的に判断したのかどうか、その点をお尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 数年前、県のほうからそういう連絡が来まして、利根町全域の調整区域について内部で意見交換して協議した結果、その時点では、そういう申請の必要はないであろうという結論に達したということでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 行政というのは、毎年毎年変わっています。数年前と今では、日本の経済、諸問題等も変わっていますので、再度もう1回高い視点から、せっかくの制度があるのですから、その該当があるかないかをちゃんと行政事務の担当者を指示して、総理大臣も全部閣僚とかに指示をするのですから、町長がちゃんとした組織体を使ってもう1回検討するお考えはいかがでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 行政のほうは、常にそういうことは検討しておりますので。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） それでは、利根町がどうなっているか、人口問題について角度を変えて伺います。

市街化調整区域での各集落の人口でございますが、例えばこれは文間地区とか布川地区、文地区、東文間地区の市街化調整区域の各地区の集落人口ですが、平成21年の4月1日と平成26年4月1日を比較して増減について伺います。これは通告したでしょうか。

もし資料があれば、増減の要因は何でしょうかと思って、それもお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

市街化調整区域の各地区集落の人口を、平成21年4月1日現在と平成26年4月1日現在を比較した増減及びその増減の要因は何かとのことでよろしいですか。

平成26年4月1日現在の人口総数1万7,266人、5月1日現在で10名ふえて1万7,276名、平成26年4月1日現在の市街化調整区域の人口総数6,189人、男性が3,036人、女性が3,153人。平成21年4月1日現在の人口総数1万7,988人、市街化調整区域の人口総数5,777人、男性2,836人、女性が2,941人となっております。

比較しますと、人口総数で722人減少となっておりますが、市街化調整区域の人口総数は412人、男性が200人増加、女性が212人増加、そのような増加になっております。この主な増減の要因は、市街化調整区域のもえぎ野台地区で住宅を購入した人の転入により831人の増加がありましたが、市街化区域で転出や死亡により1,688人の減少があり、そしてその結果として人口総数が減少したものでございます。

しかし、市街化調整区域の人口の比較としては、もえぎ野台地区の人口の増加より市街化調整区域の人口は増加したと考えます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 今、町長から詳しいデータが示されました。そこで角度を変

えまして、区域指定に関連しますけれども、町長がおっしゃいましたように、都市計画法が平成12年に変わりました。これは既存宅地制度が廃止になりました。そのかわりとして、該当すれば既存宅地の区域指定という制度ができました。これは都市建設課のほうが専門でしょうけれども、調整区域の集落の中の住宅の譲渡を受けた場合、一般の方、一定の条件は別にしまして、建てかえはできないんです。これは昭和45年の線引きにまで引っかかってくるんです。ですから、既存宅地制度は完全に廃止したから、農村集落といいますか、既存集落の家を買っても、一定の条件がなければ、壊した場合は建てかえをできないのです。そういう制度がありますので、県のほうでは区域指定という制度を新たに創設して対応しております。

それから、もう一つ関係しますけれども、6年前に検討し逐次見直しして調査をしているそうなのですが、利根町の第4次利根町総合振興計画4期基本計画によれば、その中では土地利用構想図があります。その中で美浦栄線バイパスと県道取手東線の交差している集落等ありますね。これは加納新田でありますが、せっかく第4次利根町総合振興計画4期基本計画をつくっても、ただ印刷物を見ているだけでは何も発展しません。こういうところは都市計画法第34条第12号の該当する一番のいいところだと思います。ただ印刷物をカラーでつくったなんて静観してはだめです。多少危険を冒しても条件が合えばいいと思うのです。でなかったら、この農村集落、発展する要素はございません。

農村の豊かな自然を求めて市街地のほうからこちらに移り住む方でも、農業でもやらなければ、例えば美浦栄線の辺の区域に住居を構えることができないのですよ。区域指定すれば、何人もあそこへ住宅とか何かできます。

区域指定は最低の敷地面積等ございますけれども、最低の面積はどのくらいでしょうか。300とか500とか言われていますけれども、最低の敷地面積というのは条例の中で指定はしてあると思うのですけれども、せっかく田園地帯でいい環境下において東京とか近隣から移り住んでも、用途地域とか都市計画法とかいろいろな網がかかっているんですよ。みんな網の中に住んでいるんです。今は硬直化ですから、全てが、あれがだめ、これがだめ、だめだめで、みんな網がかかっているんです。都市計画法の第34条の運用いかんによって、利根町が沈滞するか、発展するか、大きな町長の英断にかかっています。

もう一度、6年前から時々見ているとそうでございますけれども、せっかくの取手東線と美浦栄線、この辺についてのお考えはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

美浦栄線、取手東線の状況等ばかりでなくて、利根町全体について申し上げますと、平成22年第3回定例会におきまして、五十嵐議員の一般質問に回答をいたしました経緯、これもございますが、今の状況からいたしまして、その時期ではないと今も考えているところでございます。

利根町の市街化区域内においては未利用地も存在しており、そちらのほうを先に市街化を図るべきものと考えます。市街化区域の未利用地が少なくなり、さらに住宅等のニーズがある場合には考える必要があると思います。現状では、そういう観点から区域指定は考えておりません。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） ただいま、町長のほうからも答弁ありましたとおり、区域指定制度の適用を申請する考えということでございますけれども、市街化調整区域内における区域指定制度につきましては、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例により、申請者の出身要件を緩和し、誰もが住宅や一定の小規模な店舗や事業所の立地を許可できるエリアを指定するものでございます。

当町におきましても県から、先ほど議員からもご指摘ございました、区域指定対象自治体15市町村の中に含まれております。しかしながら、町長が答弁いたしましたとおり、市街化区域内に未利用地が現在まだございます。そちらを優先して建築物を整備すべきでございます、現状ではその時期ではないと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 利根町は、民間の業者が、都市計画法第29条にある開発行為以外の開発行為というのは、今はないですね。ですから、昭和45年にさかのぼって、それから全然用途については変えるような予定はないですね。そうしますと、せっかく今話しましたけれども、都市計画は別にして、総合振興計画についての美浦栄線と取手東線の交差する部分、あの辺は何か色をつけて、将来的に開発の可能性のある区域となっていますけれども、今、具体的な見通しは、課長、持っておりますか。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） ただいま、美浦栄線の件につきましては、町全体の構想の中で考えるべきと考えておりますので、都市計画につきましては、あくまで市街化調整区域内のことでございますので、実際、町としての今後の計画を考える中で、構想の中でまずそれがございまして、その後、実施計画等が確立しませんと、実際、開発の中に入っていないのかなと思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 課長、そうすると今、構想はあるんですね。4期基本構想に書いてある構想ですが、ただ色をつけて書いただけではだめですよ。あれは一度正誤表が出まして、間違ったと1枚差しかえた経緯があるんですね。ですから構想だけで、ただ毎日毎日構想でもしよがないし、構想が具体化するには何かやらないとまずいと思うのですけれども、プランとか何かはないのでしょうか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

五十嵐議員おっしゃるとおり、美浦栄線のバイパスと取手東線の交差部分のエリアにつきましては、土地利用構想図で、新しい産業の促進をするエリアということで設定がしてございます。そのほかにも、その土地利用構想図につきましては、農業ゾーンとか商業ゾーンとか、住居系市街地ゾーンとか設定してございますが、それが町の土地利用の今後将来にわたっての構想ということで位置づけしてございます。

まず、それがされておられませんと、具体的な話が来たときに身動きもできないということになりますので、現在は、将来こういう形で土地利用の構想がありますよという形で設定をさせていただいているものでございます。

それでまた民間とか開発とかの話があれば、そのところには立地できるような形で動いていくという形になろうかと思えます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 秋山課長の答弁は非常に的を射たすばらしい答弁です。それに関連しまして、昨年12月の第4回定例議会で船川議員の一般質問で次のように質問しております。船川議員の質問です。「利根町には昭和45年に都市計画法の線引きが行われました。四十数年のときを経て、現在、町民の方からは、町の活性化を願い、新たな開発を望む声が大きく聞かれます。」と、都市計画法の線引きがされた経緯について質問されました。

そこで、飯塚都市建設課長はこう答弁しております。「まず結論からお話申し上げますと、今の社会情勢では新たな開発は大変難しいということが結論です。」このように答弁しております。さすがベテランの飯塚課長は相当詳しく、昭和45年から現在まで、都市計画法による線引きの経緯と開発動向について10分ぐらい詳しく答弁されました。私もなるほどと思いました。

その中で飯塚都市建設課長は、さらに、都市計画法第34条について、市街化調整区域の開発については地区計画制度、こういった字句を課長は答弁しております。地区計画制度、これが一番大事でございます。秋山企画財政課長は、これを誘導するようなことで今答弁しました。

ですから、美浦栄線の交差する部分は、確かに土地利用について構想の中で色分けしてあります。こういうところは、ぜひ地区計画制度に該当するようなことにしてほしいと思います。これについては鬼澤都市建設課長にお伺いします。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） ただいまの地区計画制度でございますが、前回の議会でも前課長が答弁したとおりでございます。

都市計画法の第34条第11号及び第12号に規定する市街化調整区域の開発許可基準につきましては、先ほど来、町長も答弁されているとおりでございますが、これで開発建築でき

るものとしては自己用住宅、日用品販売店や飲食店、理容店や美容院、学習塾や各種教室等が併設されている兼用住宅、日用品販売店舗、飲食店、その他、これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のものという基準が今ございます。

開発区域につきましては、原則として500平方メートル以下であること。ただし駐車場の確保等に必要と認められる場合につきましては、1,000平方メートルまでとするということとなっております。

また、敷地の間が概ね70メートル以内で50戸以上の建物が連担していること、幅員6メートル以上の道路に面していること、公共下水道が整備されていること、公共下水道に接続、または自己の居住用の住宅及び居住用と業務用に供する兼用住宅の場合につきましては、合併浄化槽を設置し、放流または敷地内で処理できる施設を設置していることとなっております。

いずれにいたしましても、冠水等の災害発生のおそれがある地域、農用地として保全すべき地域、保安林等環境上、保全すべき地域を除くとなっております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 今、課長は事細かに大分詳細に答弁されましたけれども、課長が答弁しているのは都市計画法の第34条の11号、12号です。あれでは集落の中の開発だっただけで大規模な開発には該当しません。

飯塚課長が答弁したのは地区計画です。これは条文が違うんです。条文が違うから第34条では地区計画はできませんから、これでは既存集落の小規模な住宅の開発しかできませんので、地区計画は予定建築物を想定して大規模な開発です。これは都市計画法の条文とは違うと思うのです。

これは通告外ですけれども、これは飯塚課長が答弁したから関連して、また秋山課長が答弁したから関連しましたけれども、もしわかれば、地区計画あたりを研究してみると、ここは大変規模改造できますよ、絶好な場所ですから。その点、ぜひ次の機会にお願いします。

町長がおっしゃるのは、町全体の中の市街化区域に空き地がいっぱいあると、これは個人の所有ですよ。公共ではないんです。個人で持っているのは売買は自由ですから、土地の流動化も図らなければだめですけれども、まずは既存宅地制度が廃止したのだから、新しい観点から、こういった新しい制度も考える余地があると思うのですけれども、都市建設課長、そういう考えはいかがでしょうか。多少調査してみる余地はあると思うのですけれども。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） ただいまの議員からのご質問でございますけれども、確かにただいま私が答弁したのは都市計画法の第34条の解釈でございます、地区計画につ

きましては、今回の質問にはございませんでしたので、それにつきましてはまたこの次ということで、少し勉強させていただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 時間の関係で次にまいります。最後でございますので、空き家管理対策について、これは通告の原文を朗読します。

政府は、今国会に空家等対策の推進に関する特別措置法案（仮称）を提出する方針です。国土交通省によると、空き家は全国に2008年時点で約757万戸あり、老朽化による倒壊やごみの不法投棄、放火などがふえるおそれがあります。

法案では、管理不十分な場合は市町村が立入調査を行えるほか、修繕や撤去も命令できる。空き家の増加は、土地に賦課する税制上の優遇措置が背景にある。家屋を撤去した更地にすると、これは家屋でも居住用住宅だけですから、居住用住宅以外の車庫とか物置とか何かは該当しませんので、あくまでも今の制度は居住用住宅です。風呂場なんかも入りますけれども、物置とか車庫は入りませんので税金が6倍になります。今は軽減措置もありますので、ただこれは200平米までですから、200平米を超えた場合には一般の固定資産税がかかりますが、200平米までは6分の1になります。

先ほども町長の答弁がありましたけれども、平成12年に都市計画法が改正されまして、市街化調整区域における既存宅地制度が廃止になりました。空き家を撤去しても、一定の要件を満たさなければ建築が許可されません。そこで、空き家の現状はどのように把握していますか。

現状では、私は前に質問しましたけれども、行政当局では道路を歩いて、目視の段階で空き家があるかないか調査したように伺っています。町全体で、その後、請願もありましたけれども、空き家の実態について克明に調査したかどうかお尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 空き家の現状でございますが、平成24年11月13日付で空き家等適正管理条例の制定を求める陳情が、早尾台自治会を中心とする、四季の丘、白鷺の街、利根ニュータウン、八幡台、羽根野台、布川台、もえぎ野台自治会から提出されましたので、その地区の現状を把握することが重要と考え、8自治会長に空き家調査の協力を依頼し、調査表を作成していただいて、現地調査を行いました。

その結果、空き家の数は216軒（平成25年3月末現在）と把握しております。

その内容でございますが、平成25年3月末現在の数値でございますが、早尾台39軒、四季の丘1軒、白鷺の街26軒、利根ニュータウン77軒、八幡台8軒、羽根野台59軒、布川台1軒、もえぎ野台5軒、合計で216軒となっております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 空き家の実態調査の軒数は承知いたしました。

（2）番ですが、空き家等適正管理条例の制定する考えについてお尋ねします。予定に

ついてです。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 空き家等適正管理条例の制定の考えについてというご質問にお答えをいたします。

空き家対策は、議員ご指摘のとおり、全国的な問題であることから、現在、国の空き家対策推進議員連盟が、管理不十分な空き家の増加を受け、防災や治安確保の徹底を図るための新たな対策法案の制定を予定しているところでございます。

その対策法案では、所有者に危険除去や修繕を命令できるほか、従わない場合は行政代執行もできることなどが盛り込まれる予定と聞いております。

このような状況から、空き家対策に係る法律との整合を図って、町の条例を制定したいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 町長も空き家管理条例を制定するという、今伺いました。

(3)でございますが、「広報とね」5月号による、住民基本台帳法による届け出についてということで広報に記載されております。広報の記事によると、住民記録の正確性を確保するためにも、該当する場合には期間内に速やかに手続をしてくださいと、手続の要綱についてはここに書いてありますので、角度を変えて質問いたします。

住民基本台帳を確認する方法により、空き家の存在が判明すると思いますが、住民基本台帳を確認し実際の居住地の空き家とか何かを調査するような、そういう突き合わせとか何かは物理的にできるものでしょうか、お尋ねします。

○議長（井原正光君） 蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

住基法ということになると思うのですがけれども、あれは転入、転出とかをする住居法でありまして、こういう空き家に関しての調査というのはできないと思っております。これは転出上、住所をそこに置いてあって、1年以内に何回か往復すれば転出をしなくてもいいとなったと思うのです。住んでいなくても、通常はそこに住所を置いてある人もおりますので、そういう場合もいろいろありますから、環境対策課のほうとして知る範囲では、住基法で調べるのは難しいのではないかと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 時間の関係で最後でございますが、住民基本台帳法の運用でございますが、住民基本台帳法施行令に規定されておりますが、そこで平成24年度町の主要施策の成果説明書を見ましたのですが、その中で住民登録費で請求申請届け出の処理件数でございますが、その中に別表とあります。別表の3、住民異動取り扱い件数の種別、その中の5でございますが、住民票職権記載等で109件あります。この109件について内容がわかればお答えください。

○議長（井原正光君） 井原住民課長。

○住民課長（井原有一君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えします。

今、24年度の成果説明書の記述ということですので、住民票記載等の109件についての内容についてお答えいたします。

24年度の職権記載は109件のうち99件です。これは、平成24年の7月に従来外国人登録法が廃止されまして、外国人も住民基本台帳に登録されることになったために職権により記載したものでございまして、この年だけが99件と多くなっております。前年度につきましてはゼロ件でございます。

それと、職権削除で7件、これは対象者の親族などや町の執行機関からの実態調査の申し出がございました場合に、職員が現地に赴いて調査をし、削除したものが7件でございます。

それと職権回復というのがありまして、これが1件ございました。これは職権により削除されたものの住民票をやはり登録するものでございまして、この場合は戸籍抄本や戸籍の不要等の提出を求めて登録してございます。

それと住所修正が2件ございました。これは住所の間違いを修正したものでございます。

ですので、以上で109件ですけれども、外国人が制度が変わって登録がなければ10件の処理状況でございました。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時02分休憩

午後2時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

5番通告者、3番花嶋美清雄議員。

〔3番花嶋美清雄君登壇〕

○3番（花嶋美清雄君） 皆さん、こんにちは。5番通告、花嶋美清雄です。

いつも傍聴に来てくださり、まことにありがとうございます。通告に従いまして一般質問をいたします。今回の一般質問は大きく二つの質問をします。よろしくお願ひします。

まず一つ目、バリアフリー化についてお伺ひします。

福祉とは、簡単に言えば「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉であり、全ての方々に最低限の幸福と社会的援助を提供するということだと思ひます。

利根町においては、高齢化が進むとともに、体に障害のある方もふえているかと思ひますが、今後、車いすや目の不自由な方など、一人で歩いて移動するのが困難な方もふえていくことが予想されます。

そこで、福祉という観念から、これからの方々ができる限り支障なく移動できるように

支援していくことも必要かと思われます。施設や道路などをバリアフリー化することにより、体の不自由な方々が安心して外出し、また、利用することができるように支援することは重要だと思います。

国においては、平成18年度に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定されています。この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、人々が多く集まる場所を対象に、学校施設を含む公共施設や道路などについても、バリアフリー化などの整備を推進することが規定されています。

また、地方公共団体の責務として、第5条には、地方公共団体は、国の施策に準じて移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされるとともに、高齢者や障害者がよく利用する地域を重点整備地区に指定して、基本構想をまとめ、構想に基づいて交通機関や道路管理者、建築物の責任者らが一体となってバリアフリー化を進めることもできるとされています。

町内の公共施設などについては、障害者用トイレやバリアフリー化点字での案内をしている場所も多く見られますが、まだ不十分な場所もあり、計画的に整備されているようには感じられません。そこで、財政面での難しさもあるかと思われますが、次の点についてお伺います。

(1) 今現在、町が公共施設や道路などでバリアフリー化したほうがよいと思われる場所、あるいはバリアフリー化を予定する場所はあるでしょうか。あるとすれば、どの場所なのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 花嶋議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、花嶋議員のご質問にお答えをいたします。

今現在、町が公共施設や道路などでバリアフリー化したほうがよいと思われる場所、あるいは予定している場所はあるのかとのご質問にお答えをいたします。

まず、庁舎におきましては、障害がある方や小さいお子さまを連れた方などが、庁舎に安全かつ円滑な出入りができ、必要な窓口へ行き手続などができるかどうかと考えた場合、建物の段差については解消されていると思われますが、視覚障害がある方については、点字ブロックの設置がなく、庁舎入り口を特定するのは困難な状況にあります。

保健福祉センターにつきましては、高齢者や障害者のための施設として設立されたものでございます。当初からスロープや障害者用トイレなどが設置されており、一人で来所し機能訓練などを行えるよう配慮されておりますので、今後のバリアフリー化の予定はございません。

国保診療所におきましては、議員ご承知のことと思いますが、国保診療所に来られる患者さんの多くが高齢者の方でございます。その方々が安全で安心して利用できるよう、施

設管理に重点を置き、維持管理にも努めているところでございます。

バリアフリー化につきましては、玄関入り口のスロープや建物内には障害者用トイレが設置されていますので、車いすの方でも利用できるようになっております。

その他、バリアフリー化への取り組みについては、昨年度、玄関入り口のスロープ部分に手すりを設置し、体の不自由な方が安全に移動できるよう整備を行ったところでございます。

また、診察室に入るドアノブの改修として、回すタイプのものからレバーハンドルタイプに変えて、高齢者の方が少しでも楽にドアをあけられるように、改善したところでございます。

このように、診療所のバリアフリー化については、その都度、必要な対策を実施して常に万全な措置を図っており、今のところは適切であると思っておりますので、今後予定している場所など具体的にはございません。

しかし、今後とも患者さんが安全に安心して利用できるような施設の維持管理に引き続き努め、患者さんからの要望などもお聞きしながら、改修、改善が必要なところがあれば、可能な限り実施してまいりたいと考えております。

道路につきましては、以前に各地区からバリアフリー化の要望箇所を募りまして、要求箇所については、これまで優先的に整備し、既に改修は終了しております。

今現在、バリアフリー化に対する各地区からの要望はございませんが、道路整備事業、歩道整備のほか、道路改修などにあわせて、必要な箇所のバリアフリー化を図っていきたいと考えております。

また、道路の点検パトロールを定期的を実施して、舗装の段差などを補修し、歩行者の通行に支障を及ぼさないよう維持管理をしているところでもございます。

そのほかの施設につきましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、教育委員会関連施設のバリアフリー化についてお答えいたします。

生涯学習課関連の施設としましては、利根町公民館、利根町図書館、利根町生涯学習センター、利根町歴史民俗資料館、柳田國男記念公苑及び布川地区コミュニティセンターがあります。

利根町図書館、利根町生涯学習センター、利根町歴史民俗資料館及び布川地区コミュニティセンターにつきましては、バリアフリーの施設となっております。

利根町の公民館につきましては、トイレの一部についての改修工事は行っていますが、バリアフリー化はされておられません。また、柳田國男記念公苑につきましても同様となっております。

また、学校施設につきましては、特に支障を来している状況はありませんので、バリア

フリー化の予定はございません。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 庁舎と保健福祉センター、国保診療所と、今、町長と教育長の答弁がありました。車いすのトイレが、ちょうど議会棟の2階の奥と1階にあります。庁舎の向こう側にはないのですが、エレベーターが完備されているので庁舎は結構いいかなと思うのですけれども、庁舎に限ってまだ、入り口を入れて駐車場から来て玄関のところまで点字がないのですけれども、点字については、今後点字の工事はされるかどうかをちょっとお伺いします。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 点字ブロックの設置につきましては、視覚障害の方には必要だと思いますので、もう少し動線といいますか、その方々が庁舎に来てどこを、例えば窓口まで点字ブロックで引いたほうがいいのか、その辺を調査しまして、必要な箇所に適正に設置をしたいと思いますが、もう少しお時間をいただきまして、どのような方法があるのか検討したいと思います。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

そのほか公民館という話がありましたが、公民館も車いすで上がれるとは思っているのですけれども、車いすは双方同時に相互通行でなくて、両方2車線といいますか、そのぐらいの幅はちょっとないのですが、公民館はもちろん車いすのトイレはありますが、2階にはありません。あと、2階で会議とか催し物があるんですけれども、エレベーターはないです。2階を利用される方も車いすとか足の不自由な方もおりますし、もちろん妊婦さんもおりますが、そこら辺、階段で上がる、また新しくエレベーターを設置するなど、弱者に優しい建物にするというお考えはありますか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それではお答えします。

利根町公民館のバリアフリー化についてでございますが、駐車場から正面玄関までにつきましては、公民館建設の際に1階会議室、ホールは車いすで利用できるようになっております。ただし、2階には車いすでは移動できない状態でございます。

平成23年度に展示ロビーの入り口に移動式スロープを導入しまして、展示ロビーを安全に利用できるようにはしてあります。

また、24年度には、1階2カ所及び2階の1カ所のトイレにつきましては、入り口と廊下との段差をなくし、スロープ工事等も実施しています。

車いす利用者が2階への移動の場合ですが、これにつきましては職員で対応するという予定であります。これまで、移動の特に希望というものはございませんでした。

続いて、エレベーターの話なんです。利根町公民館のエレベーター設置でございます。

が、建物の構造や強度の関係で公民館内部には設置できないと、現在、設計事務所のほうから伺っております。ただ、エレベーターを設置する場合であれば、外部取り付けという必要が生じてまいりまして、数千万円単位で予算が必要であるということでございます。

このような状況でありまして、今後の課題かなと思っております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 公民館に関しては、外部エレベーターのとりつけの予算化がなればもちろんいいとは思いますが、図書館については、点字がまだされていないと思います。

生涯学習センターもエレベーター、車いすはありますが、2階には車いす用のトイレはありません。

歴史館もトイレはありませんが、バリアフリーにはなっています。点字はなされていませんね。

布川コミュニティセンターも車いす、バリアフリーにはなっています。これも点字がありません。

すこやか交流センター、これはもちろん車いす、1階のトイレ、エレベーターもあります。

柳田國男記念公苑というお話があったんですけれども、柳田國男記念公苑はもちろんバリアフリー化になっておりません。この間、ちょっとお話を聞いた方がいるんですけれども、あそこは今からサツキとか、お庭がとてもきれいなんですね。玄関、正面道路から入ると、道路からはもちろん入れません。管理棟の脇のほうから入り口があるんですけれども、そこからも段差が結構ひどくて、桜の時期は終わってしまいましたが、今からサツキがきれいで、奥へ行くと本当に利根町の中でもきれいなお庭なんですね。それを見たいといっても、なかなか車いすで行けない、ちょっと残念だという声もあったので、その飛び石と土の段差をなくしていくとか、もうちょっと工夫されるといいと思うのですけれども、そういう計画があればお伺いします。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

柳田國男記念公苑につきましては、ふるさと創生資金を活用した事業でございまして、柳田國男が少年期を過ごしました小川邸を再現したものであります。明治20年代に過ごした邸宅を再現したものでありまして、当時の邸宅そのままの和風建築であり、バリアフリー化はされていない状況であります。

家屋につきましては、家屋をつなぐ廊下という考えはありませんで、縁側という位置づけになっておりまして、車いすのすれ違いができないつくりになっているという状況でございまして。また、トイレにつきましても、当時のトイレということで和式トイレになっております。また、庭園のほうにつきましても、石がありまして車いすでは移動ができない

状況でございます。

今後につきましては、そういった状況を改善するか、検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 検討するというお答えをいただきまして、ありがとうございます。

保健福祉センターもエレベーターはなし、車いすのトイレはあるんですけども、スロープですが、外づけのスロープで、駐車場から結構2階に上がるのに道中長いんです。この間、職員の方に聞いたんですけども、車に乗って自分で車いすをおろして、それで自力で上がれる方がいたそうです。

今はお年を召されて角度がちょっときついので上がれなくなっただけですけども、その角度とか、介添えですか、保健福祉センターなんですけども、事務所が奥にあって、入り口に来たかどうか見えない状況なんです。介添えはいません。一生懸命一人で上がろうとしても上がれない。声もかけられない。こういった場合、入り口にカメラとかインターフォンとか、そういう感じで、利用者に使いやすい施設として目指してもらいたいですけれども、そこら辺の考え方を伺います。

○議長（井原正光君） 岩戸保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 議員ご承知のとおり、エレベーターはございません。昭和62年から、福祉センターとしまして障害者の方も利用されております施設でございます。

エレベーター設置につきましては、以前に検討されたということ聞いております。しかし、当時から職員による介助で対応するというので、これは利用者の方とのコミュニケーションを図るということも一つありまして、職員で行うということで設置計画は頓挫した経緯がございます。

先ほどインターフォンとかということもございましたが、事業に来る方、それから、そういった車いすで利用されている方は把握しておりますので、私ども職員のほうで駐車場から介助に当たっております。現在、不便は来しておりませんので、そういった連絡というか、インターフォンにつきましては設置はちょっと考えておりません。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） インターフォンを今のところ設置ができないということですけども、利用者が事前にわかっていたらこしたことはないと思うのですが、スロープなんですけども、自分が上がって見てはいなかったんですけども、かなり急なんです。あそこの改良ってもう少しあると思うんですけども、1階の玄関を上がりまして、上がったから2階に行くスロープがちょっときついんですけども、歩くだけでもきついんですね。階段を上がるのも、もちろん段差があって、結構建物は駐車場から何段か上がらないと、ち

よっと高い建物になっていまして、役場みたいにそんなに段差がなくすんなり入れるような施設でないので、そこら辺は先ほど言いましたが、エレベーターとか、もうちょっとスロープも緩やかに、今から工事は難しいかと思うのですけれども、ここも公民館と同じようにエレベーターとかというのはちょっと、エレベーターのほかにまた何かあればお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 岩戸保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） まず一つに、利用者の方はバスを利用して来ますので、時間帯がこちら把握しておりますので、そういったことでは不便は来さないと考えております。

ただ、1階から2階に上がるスロープにつきましては、当時からのスロープで、あれを緩和するという自体はできませんので、そこは先ほど申し上げましたとおり、我々職員のほうが車いす等を利用されている方、障害者の方につきましては、職員が介助しておりますので、これからもそのようにしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） できるだけ介助していただけるといいと思います。

ちょっと戻りまして、柳田國男記念公苑、ここ和式になっていると思うのですけれども、車いすではちょっと上がれなくても杖をついた方が上がって、この間、商工会女性部が一生懸命飾ったひなまつりとかも拝見させていただきましたが、杖をついた方、高齢者の方も和式のトイレになっていると思うのですけれども、ここの施設のトイレ改修工事というのも今年度か、年次計画でなっているかちょっとわかりませんが、計画があるのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

トイレにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、当時の小川邸の再現ということで和式トイレということになっておりまして、もし足の不自由な方がトイレの利用をされる場合は、管理棟に洋式トイレがありますので、そちらを利用してもらっています。

現在のところ、トイレの改修の予定はありません。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 改修がないということで、そういう施設だというのはわかりませんが、管理棟も段差があつて結構上がりづらくて手すりとかないんですけれども、管理棟を上がる時にも手すりとか後でつけていただくと、利用者の方が便利に使えると思うのです。よろしくお願ひします。

そのほか、文間地区農村集落センターと東部農村集落センター、ここも文間の場合、車いすはちょっと無理かなという感じがします。駐車場が砂利なんですけれども、建物に上がる際も簡易なケアスロープというものしかないと上がれないんですけれども、そこに関

しても今後工事がなされるかお伺いします。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 文間集落センターにつきましては、昨年25年度の予算で簡易のスロープを設置してございまして、東部農村集落センターと両方、簡易式のスロープを設置しましたので、今のところはそれで当分の間はやっていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 建物は以上で終わりましたが、公園のほうですね。とねっ子公園とか上曾根運動公園、あと親水公園、そこもバリアフリーという感じにはなっていないのですけれども、結構とねっ子公園も利用者は多いです。あと上曾根公園もテニスとかなされている方がおりますが、散歩すると、利根川と小貝川が見えてとても気持ちいい場所なんですね。そういうところも改善する余地があるのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） ご質問にお答えいたします。

現在、都市公園のバリアフリー化につきましては、平成18年12月に施行されましたバリアフリー法に基づきまして、これから新設する場合につきましては、基準的に負う義務が課されております。

また、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正によりまして、平成32年度を期限として目標が設定されたことに伴いまして、ハード面のバリアフリー化整備とともに、管理運営に関する取り組みの一層の推進を図るための都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインが改定されております。

現在、都市建設課で管理しております公園につきましては、31カ所ございます。このうち施設等を持っているのが利根緑地、とねっ子公園、もえぎ野台自然公園、上曾根運動公園の四つでございます。この四つにはトイレがございます。しかしながら、このバリアフリー法の前の施工でございますので、現在は段差が生じてございます。

ただ今後老朽化とか改修時に検討してまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 老朽化を待つ前に、ちょっとした段差だったら直していただきたいと思うのです。

親水公園ですけれども、親水公園も車いすのトイレがあります。今から夏にかけてハスが見ごろだと思うのですが、公園を散歩するときに車どめみたいなものが、気をつけて行けば大丈夫かなと思うのですが、中を散歩するときに、老人ホームの車いすの方が結構散歩されているんですね。介添えもあるんですが、自分で動きたいという方にとってはちょっと危険な箇所がたくさんあるんです。橋の端っこというんですか、そこに車どめみたいな防護柵みたいもののお考えがあるのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 何分施工が13年以前ということで、当時にしましてはバリアフリー化といいますか、障害者等の方にも使いやすい設計になって、今お話がありましたようにトイレ等もなっておりますし、一部そういう部分では行き届いていない点があるかと思えますけれども、全体的に傷んでいるようなところの改修も今後考えなければならない部分もございますので、今ご指摘がありましたように、車どめを含めてちょっと検討させていただきたいと思えます。

その辺を精査しながら進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） わかりました。いろいろと考えていただければと思えます。

あとは角度を変えて、納涼花火大会や町民運動会のイベント、これに対しても体の不自由な方の対策、例えばトイレの問題や車いすでなかなか移動できなくてイベントに参加したいんだけど、参加できない。結構いろいろなイベントがありますよね。桜まつりもそうなんです、利根町の行事はたくさんあります。その中で花火大会を見たいと言っても、トイレの問題とか段差があってなかなか見に行けないという方、これに関して伺います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

納涼大会においては、もとの栄橋から土手のほうへなだらかに上られるようになっていきますので、そこで見ていただければなど、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 見るだけのお答えは今いただきましたが、その方の仮設トイレとかという問題があると思うのですが、そういうことに関してはどうお考えですか。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 駐車場につきましては、役所の駐車場の中に何台かのスペースをつくるんですけれども、トイレ等につきましては、ご存じのように、栄橋の下にレンタルトイレを置いているんです。あくまでもレンタルですので、そういう障害者の方が使える専用のトイレがあるのかということまではちょっと調べていませんので、今までは、あえてそういう方のためのトイレは多分設置していなかったと思えますので、ことしの大会に向けて、そういうレンタルもあるようでしたら、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） そういうトイレがあれば、ぜひとも使っていただきたいと思えます。

今までの質問の中もそうなんです、この利用される方、体の不自由な方と直接、こうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかという会議というのは、

町としては今まで開いたのか、今後開くのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

生涯学習課関係では、町民運動会とか駅伝大会を開催しておりまして、その中でこれまで確かに障害者への配慮というものが余りなかったように思いますので、今後実行委員会等で取り上げていきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 次に、岩戸保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 私どものほうにつきましては利用者の方に、毎日ではないのですが、機会あるごとに建物とか施設につきまして、こういったものが障害になっているかとか、そういうものは聞いております。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） お答え申し上げます。

今現在、都市施設等につきましては、いろいろな高齢者、障害者の方々の安心・安全な日常生活や社会生活が送れますようなバリアフリー化というものは、常々目指しているところございまして、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、随時バリアフリー化を図っているところでございます。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。ぜひとも体の不自由な方と対話して、いろいろな解決策を練っていただければと思います。

もう一つ、心のバリアフリーというのもあるんですが、例えば生涯学習センターや図書館、公民館は大勢の方、小さい子どもからお年寄りまで使うのですが、入り口もしくは入り口付近にまだたばこの灰皿とか置いてあるんですが、そういうものを心のバリアフリーとして、施設内ではなく敷地内撤去というものを目指していただければと思うのですが、生涯学習課長、いかがですか。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

受動喫煙防止につきましては、平成15年5月に施行されました健康増進法や平成22年2月25日付の厚労省通知の受動喫煙防止対策によりまして受動喫煙対策が進められております。

各施設の喫煙につきましては、今現在、町内で全面禁煙の場所につきましては、小中学校、すこやか交流センター、診療所と福祉センターとなっております。そのほかの施設につきましては部分喫煙ということでありまして、今後、多くの方が利用する施設については、町全体で対応を考える必要があると思っております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。受動喫煙がない町を目指していただき

たいと思います。

財政面とか難しい問題があるとは思いますが、長期的に計画を立てて少しでも整備していただければと思います。体の不自由な方も安心して生活でき暮らせるまちづくりにしていただければと思います。

次の質問に移ります。小学校の登下校についてお伺いします。

昨年10月15日の茨城新聞の記事に掲載されていた内容を、長くなりますが、抜粋して読ませていただきます。

「徒歩でもヘルメットをかぶりながら登下校をする小学生がふえている。茨城県内では10市町村の50校の児童が着用。交通安全の確保だけでなく、自然災害時の避難にも活用でき、まさに一石二鳥という。茨城県によると、国の通学路緊急点検で危険とされた県内1,890カ所の対策は、8月末で依然3割が残っている。事故は予期せぬときに起こるもの。安全確保を一層図るため、ヘルメット着用は有効な手段といえる。

京都府亀岡市で昨年4月、集団登校中の児童らの列に車が突っ込み3人が死亡、7人が重軽傷を負った事故を受け、国は全国で通学路緊急点検を一斉実施し、茨城県は危険箇所への解消に懸命だ。

ただ一方で、9月24日には安全とされた通学路でも事故が発生した。京都府八幡市で登校中の小学生が被害に遭う事故がまた起き、児童5人が車にはねられ、うち1人が頭を強く打ち重傷を負った。乗用車が歩道と道路を隔てる鉄柵をなぎ倒した。

こうした中、茨城県教育委員会は徒歩通学児童の安全確保の一つとして、ヘルメット着用を各市町村教育委員会などに促している。既に市町独自で実施しているところもあり、那珂市ではヘルメットをかぶった同小の児童が、自動車にはねられながらも一命を取りとめた事例もあり、市内の全小学校に導入している。幾ら通学路の安全対策が図られようと、100%の安全はない。だがそれでも安全性を高める努力は欠かせない。東日本大震災や竜巻災害など自然災害の経験を踏まえれば、ヘルメットの役割は大きい。多くの学校でヘルメットが導入されることを期待したい。」

私はこの記事の内容に同意するところが多いのですが、利根町においても自動車が走っているそばに小学生の通学路が面しているなど、危険な箇所が多いと思われます。

小学生の通学に関しては、さまざまな方がボランティアで見守ったり、学校の先生方も努力していただいていることは承知しておりますが、このような安全対策も、導入市町村を参考にして事故が起きる前に、父兄の方々と一緒に検討していくべきだと思います。そこで、次の点についてお伺いします。

一つ目、茨城県では通学路緊急点検を実施しているようですが、その内容について利根町の現状をお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 小学生の登下校につきましては、教育長のほうから答弁させます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、ご質問の通学路緊急点検の内容につきまして、利根町の現状をお答えいたします。

坂本議員にも答弁しましたが、茨城県におきましても、学校、教育委員会、警察、道路管理者等の関係機関が連携して、通学路の緊急合同点検を実施したところでございます。

利根町におきましては、この合同点検の結果、小学校区におきまして5カ所の対策必要箇所を把握しまして、各関係機関が対策を講じております。

重なりますが、文小学校区におきましては、県道千葉竜ヶ崎線と町道が交差する横須賀の交差点2カ所に、歩行者用の信号機を設置しております。また、早尾台から羽根野台に向かう町道の見通しの悪い横断歩道付近には、文小PTA、並びに地元自治会のご好意によりまして、通行車両に注意を促す看板等を設置していただきました。

布川小学校区におきましては、県道千葉竜ヶ崎線と町道が交差する中田切のコンビニエンスストア付近の信号機に、歩行者用信号機を設置し、同時に信号待ちで待機する児童を保護するためのガードレールを設置しております。

文間小学校区におきましては、もえぎ野台から押戸南地区を通過して小学校に至る狭隘な道路について、応急的な対策として通学路の標識を3基設置しました。

また、この緊急合同点検の対象外ではありましたが、中学校の通学路につきましても点検を実施しておりまして、中学生が横断する横須賀地内の産業道路に、標識の設置と、約30メートルほどのカラー舗装を施工しております。

平成25年度には、県より通学路安全対策アドバイザーを派遣してもらい、対策の困難な箇所等について、専門的知見から具体的な改善策を助言していただいております。

また、新たな危険箇所等も把握されているところでありまして、通学路の合同点検につきましては、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。2番目の質問ですが、町において小学生の通学ヘルメットの導入の賛否について、理由とともに伺います。

また、町制60周年で町長が今出されているランドセルの無料配布、それに伴ってヘルメットの配布などがあればなと思っております。それについて伺います。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、花嶋議員の質問にお答えいたします。

小学生の通学用ヘルメット導入の賛否についてのご質問でございますが、小学生の通学は、利根町では徒歩またはバス等で通学しているわけでございますが、ヘルメットの導入につきましては、今後の大きな課題かなと思っております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） PTAと学校の先生と協議していただいて、できればヘルメッ

ト、災害のときにも、あればかぶっていただくのがいいと思います。軽ければカバンにぶらさげて帰るのもいいとは思いますが、あるにこしたことはないと思います。

あと、教育委員会の中で年に1回、多分春だと思うのですが、道路を点検されていると思うのですが、夏、秋にかけてスズメバチ等発生すると思うのです。そういうときに、学校において交通ルール、通学路に危険性があるといった話や指導をすることがあるのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） お答えします。

スズメバチとか、そういった害虫が出てきた場合には、そういう指導はあります。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 指導があるということで、それは町から消防か何かで撤去されるということによろしいですか。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 現実に昨年度の夏等にもスズメバチが発生しまして、各課、総務課あるいは都市建設課等の協力も得まして、実際にスズメバチをその日のうちに退治しているという状況でございます。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

通学路について、もちろんあるとは思いますが、安全マニュアルが学校単位、町単位であるのかどうか。なければ今後どういうふうにPTAとか連絡協議会とかお話しして周知するのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 特に安全マニュアルというものは、全体的なものについてつくってございます。また、危険箇所についても学校によって地図等も作成しておりまして、常にこういうところが危険なんだということ、それから、また防犯上の問題もありますので、そういうものを含めて指導しております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） そういうふうに指導されているということで安心しました。

最後に、私としても近年幼い子どもが犠牲になる事故のニュースを見ると、何とかならないかなと思うのです。将来を予知することは不可能だと思いますが、できる限り予見し、子どもたちが安全に登下校できるように、みんなが望んでいると思います。事故のない学校生活を送れることをお願いいたしまして一般質問を終わりにします。

○議長（井原正光君） 花嶋議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時05分休憩

午後3時20分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま11番若泉議員が入場しました。

6番通告者、7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 皆さん、こんにちは。6番通告、7番白旗 修でございます。本日は大きく三つの質問をさせていただきたいと思っております。

1番目は、指定管理者指定に関する監査についてお伺いいたします。

先般、布川地区コミュニティセンターの指定管理者指定について住民からの監査請求がありました。監査の結果問題なしとの回答が請求人に伝えられました。そこで、問題なしとした理由について、私としてはよく理解できない面がございますので、お伺いしたいと思っております。

最初の小さい1番ですが、指定管理者申請時の審査基準と議会に提出された審査基準が異なっていたり、申請者の経費見積もり額が勝手に書きかえられていたことについて、監査委員は問題なしと見たようでありますが、なぜ問題ないとお考えになったのかを、まずはお伺いしたいと思っております。

後は自席で質問をいたします。

○議長（井原正光君） 白旗 修議員の質問に対する答弁を求めます。

五十嵐 弘監査委員。

〔監査委員五十嵐 弘君登壇〕

○監査委員（五十嵐 弘君） それでは、白旗議員のご質問にお答えします。

本件に関しましては、議会選出の若泉監査委員と慎重かつ丁寧に検討いたしました。その結果をもってお答え申し上げます。

住民より監査請求のあった布川地区コミュニティセンターの指定管理者指定についての監査結果についてでございますが、まず初めに、住民監査請求の制度についてご説明申し上げます。

住民監査請求の制度は、地方自治法第242条に規定されており、普通地方公共団体の執行機関または職員についての違法または不当な財務会計上の行為、もしくは違法または不当な財産の管理などを怠る事実について、住民がその事実を証明する書面を添えて監査委員に対し監査を求め、その財務会計上の行為もしくは怠る事実によって惹起された損害の補填のための必要な措置をとることを請求する制度でございます。

また、さきに述べた違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実として、住民監査請求の対象となるのは六つの分類となっております。

まず一つ目は公金の支出、二つ目は財産の取得、管理、処分、三つ目として契約の締結、

履行、四つ目は債務その他の義務負担、五つ目は公金の賦課徴収を怠る事実、六つ目は財産の管理を怠る事実が住民監査請求の請求対象とされております。

次に、請求のあった住民監査請求の結果について述べさせていただきます。これは平成26年2月28日付で監査委員より請求人に対し通知した文書の内容でございます。

住民監査請求について（通知）

平成25年12月24日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、下記のとおり不適法であるので却下します。

1 請求の内容

（1）請求書の提出及び補正

平成26年1月20日付けで本請求書を受け付けた。請求人が提出した請求書は、住民監査請求に係る要件を具備していない事項があるので、監査委員は請求人に対し2月3日付けで同月17日を期限とし、請求書の補正を求めたところ、同月13日に補正書が提出された。

（2）請求の要旨

請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証する書面によると、請求の要旨は、次のとおりである。

ア 請求の対象行為又は事実及びこれらが違法若しくは不当であることの理由

（ア）利根町指定管理者選考委員会（以下「委員会」という。）が布川地区コミュニティセンター（以下「コミセン」という。）の指定管理者の選定にあたり、委員会が非公開で行われ、議会に提出されたのは委員会が決定した1団体のみであったため、議会は公正な判断が不可能であった。また、指定管理者の募集説明が個別に行われたので公正に実施したかどうか客観的に不明である。

（イ）委員会が示した選定基準は、今回の選考には適切な基準ではないと思われ、選考基準が不的確である。今後、住民と協働事業の展開を行っていくのであれば、この選考基準は住民団体の排除をもたらす、地元住民に活躍の場を積極的に提供するという町の年来の方針に反する。

（ウ）コミセンで使用している券売機は、来年度より柳田國男記念公苑で使用し、設備業務委託と併せて生涯学習課で一括契約となっている。利根町の人と地域を活性化する研究会と利根町シルバー人材センターは、これを踏まえた提案となっているが、総合建物サービス（株）はそうになっていない。選定の結果、委託料が最も高い団体に選定されたことは、指定管理者の目的に反し、契約行為の公平性・公正性・透明性に疑義がある。

イ 監査委員に求める措置の内容

応募のあった3団体の長所を生かした委託をするべきであり、3団体協議による委

託を町は、模索して欲しい。

以上が、請求があった内容でございます。検討した結果、

2 地方自治法第242条の要件による判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結等の財務会計上の行為があると認められるとき、又は当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合、当該行為の防止・是正を図るために、当該団体の住民に対し監査及び必要な措置を講じるべきことについて請求することを認められるものである。

また、誰のどのような行為が、どういう理由で違法又は不当であり、当町にとってどのような財産的損失になっているか、誰は、どのようにせよ、という当該行為の防止、是正、損害補てん措置内容を記載されなければならないとされていることから、本件請求において請求人は、請求の対象とする当町の財務会計行為の違法性・不当性及び損害発生の可能性に摘示されているとは認められない。よって本請求は、この法第242条の要件に満たされないと判断する。

次に、本件請求は、指定管理者の手続き及び選定基準を問題としているが、住民監査請求の対象は、行政一般の事務処理にまで及ぶものではなく、指定管理者の指定は行政処分的一种であり、契約ではない。よって、指定管理者の指定自体は、公共用物設置の目的を達成するために行う行政管理的行为であって、公共用物の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には該当しない。

以上の内容でございます。よって、今回の請求は地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさないため「却下」としたものでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） ありがとうございます。この住民監査請求の結果について、監査請求人に渡された書類の全文を今、お読みいただいたようでございます。

請求の要旨というところにつきましては、私自身がこの議会の代表の報告、私自身が毎回この議会の後に開いております懇談会、あるいは私が出しておりますお知らせの中でも言っております。ですから、経過については、今のお話はお話として、私が今までご説明したものとほぼ同じこととございますが、この内容のどういうところが違うかという細かいことはちょっと省略いたしますが、最終的な判断で、これは却下したわけです。

この却下の理由は長々と今ご説明がございましたが、二つの要点にまとめられます。一つは、財務会計行為の違法性、不当性はないという判断。それからもう一つは、これは指定管理者の指定は行政処分的一种であり契約ではない。この二つが却下の理由であるということ、今ご説明になりました。

1点目の財務会計行為の違法性、不当性、損害の可能性はないという、これは本当にそう言えるかというところが私はあると思います。それは、私が前々からお示ししていた議会の昨年12月に出した68号議案に出されていた事業者の金額と、それから、事業者が最初に提出した金額と違うとか、あるいは利根町の2団体が出した資料が書きかえられているとか、そういったいろいろな問題があった上で、操作された上でこの数字がどういうふう

に判断されたか不明なわけです。監査委員としてはそう判断されたのでしようけれども、納得性が非常にいかない。訴訟に持っていけばまた問題になるかもしれませんが、そのことは別といたしまして、そういうわけで第1点についても疑問が残ります。

それから、もう一つの却下の理由は、指定管理者の指定は行政処分的一种であり契約ではない。だから、地方自治法第242条では契約行為は監査対象だと、指定管理者の指定は監査対象ではないという理由で却下しているわけですが、その点は間違いなく監査委員はご自分で条文だけを確認されておっしゃっているのでしょうか、どなたかにお聞きになっておっしゃっているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 五十嵐監査委員。

○監査委員（五十嵐 弘君） その件については、若泉監査委員と十分に討議しました。その結果の結論でございます。それ以外はありません。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 私はいろいろ監査請求者の話を聞きながら、私も一生懸命勉強しました。それで、この指定管理者指定という行為は、この指定管理者を決めた後は即契約行為に移るわけです。いわゆる契約というのは判子を押すことです。あるいは協定を結ぶということと契約を結ぶというのはイコールで考えていいと思いますが、指定管理者を指定、決定したということは、即協定書あるいは契約書に判子を押すことに直結しているわけです。ですから、契約行為の中の一環ではないかということ、私は思っておりますが、そういう解釈は全く間違っていると思われるか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 高野監査委員書記長。

○総務課長兼監査委員書記長（高野光司君） それではお答え申し上げます。

監査委員の事務局が総務課でありますので、その点についてご理解いただきたいと思っております。

特に、指定管理者の指定は行政処分的一种であり契約ではないという、監査委員が申したとおりの結果であります。

では、どういうものが契約に当たるかということだと思います。具体的には、私たちのほうにいろいろな本がありまして、そこで明示されているのが、具体的には物品契約だとか工事請負契約のことを指しているんだということが示されておりますので、その範囲内が契約だという解釈でおります。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 大体そういうようなお答えになるだろうとは思っておりました。

私は、非常に腑に落ちませんので、実は水戸の県庁にも直接聞きに行きました。それから、霞が関の総務省にも直接聞きに行きました。

実際のこのケースを詳しく説明して、県の見解は、私と同じでした。どの部局の方かということは、ここでは申し上げませんが、これは明確にそういう答えをもらっております。後からどうしてもと言うんだったら、確認のために、その部署はお知らせしますけれども、とにかく県はそう言いました。

間違いなく、私が言うように指定管理者の指定は契約の前提になることだから、これは契約と同じように考えてもいいのではないかと、したがって、これは監査請求の対象になるという見解でした。

霞が関に行きました。霞が関では、国の役所というのは言質をとられないように、余りはっきり言わないところだと私は常々思っていますが、やはりそのような感じでした。したがって、正しいとも正しくないとも正直言って言いませんでした。どちらかという、契約行為ではないという理解の仕方はしていました。

ただし、県と国と違うんだったら、国がそのことを県が間違っているとだけ言っただけませんかと言ったら、それはやらないという状況でしたけれども、ただし、総務省は昔の自治省あるいは行政管理庁などが一緒になったところですが、総務省の担当部署の人が、この指定管理者について住民請求があった事例を私に紹介してくれました。それについて、総務省のほうは、それは違いますよと、それは監査請求の対象になりませんよという指示といますか、忠告といますか、そういうことは一切していない。これはそういうところもありますよと、自治体の事例を見せて、私にはっきり言ってくれました。

ですから、総務省も、これは指定管理者の指定の決定は住民監査請求の対象にならないとは、はっきり言っていないわけです。そういう事例がありますよと、それを彼らは、だめだともその自治体に言っていないし、それから、県はあなたの考え方はあり得ますというお話をはっきり明確に言っております。

ですから、利根町の監査委員はそう判断したんでしょうけれども、私も参考書をいろいろ読みました。委員がおっしゃるような解釈の本もあります。そうでない本もあります。そういうものを十分お調べになった上でのご判断だったのでしょいか、もう一度伺います。

○議長（井原正光君） 五十嵐監査委員。

○監査委員（五十嵐 弘君） この件に関しては、先ほど申し上げましたように、若泉監査委員と二人で十分討議して、その結果でございますので、それ以外のことはありません。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 監査委員というのは、これは行政の立場で物事を処理しようとするのか、住民の立場で物事を考えていくのか、どちらの側でなければいけないとお思いだ

か、ちょっとお答えください。

○議長（井原正光君） 五十嵐監査委員。

○監査委員（五十嵐 弘君） あくまでもその点については中立でございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 行政の監査というのは、外部監査と内部監査というものがあまって、内部監査なんですね。つまり、町長が任命した監査委員が監査をやるんです。内部監査なんです。

多くの普通の大企業の場合、ご承知のように、外部監査が必ず入るわけです。内部にも監査役はいます。大事なのは、内部の人たちがしっかりやればいいんだけど、そうでないことも起こり得るといえるのは、現実の他の例で言えばあるのはご承知のとおりです。

監査委員というのは、これははっきりと行政の側ではなくて、行政をチェックするためにいるのが議会であり、監査委員なんです。ですから、立場は鮮明にしていんです。監査委員は行政の立場で言うべきではないんです。町民のために、町民にとってそれが本当に納得のいくことなのかどうかということをチェックするのが監査委員の役割であり、またちょっと別ですけども、議会の役割、そう考えることが私は適切ではないかと思いますが、監査委員、どう思われますか。

○議長（井原正光君） 五十嵐監査委員。

○監査委員（五十嵐 弘君） 行政の監査委員の役割ということだと思いますけれども、地方自治法第199条の規定に、監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するとされています。

今後、監査委員として法令や条例等に従い、町の事業が最少の経費で最大の効果を上げているか、また、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて監査していく所存でございます。そういう考えでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） そういう法律があることも、もちろん承知しております。現実には、これは利根町だけではないです。多くの地方自治体は、しっかりした監査をやれていないのが現実です。割合最近、外部監査も入れなければならないという話が地方自治体にも現実に出ています。それから、国も会計検査院というのがあります。でも会計検査院も弱体でいろいろ問題が起きているのも事実です。

大事なことは、監査委員、監査役、そういう人たちはどういう立場で監査の業務をやるか、そういう考え方でやるかが大事なわけで、その能力の問題も含めていろいろ全国的に、一般的に非常に多くの自治体の監査が不適切であるということが問題になっております。

私は、監査委員が本当にそういうようなことでお考えになった場合に、今回の指定管理者指定のときの決定についても、これは契約の前段階の仕事なんですから、それも踏み込

んでチェックすべきことではなかったかと思っております。そういうことをなさっていないということなんでしょうか。

もう一つ、これについてお聞きしたいのですが、監査請求人にどれくらいヒアリングを何回、何時間かけておやりになったかをお聞きしたいです。

○議長（井原正光君） 暫時休憩します。

午後3時48分休憩

午後3時50分開議

○議長（井原正光君） 会議を再開いたします。

高野監査委員書記長。

○総務課長兼監査委員書記長（高野光司君） お答えします。

先ほど五十嵐監査委員から住民監査請求の通知ということで、相手方に書類を提出した中にも文章があるんですけども、平成26年1月30日と同年の2月21日に監査の会議を開催したということでございます。

その中で、請求の内容に漏れがあったというもので、一度申請人に返したということがあります。

その中でヒアリングをやったかと白旗議員と言われましたけれども、書類の審査の内容について監査委員は監査したものであって、相手方のヒアリングを行ったという経緯はございません。監査請求に至らなかったということが、先ほどあったとおり、住民監査請求には該当しないということの内容でございます。ヒアリングは行ってございません。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 監査請求に値しないと初めから結論されたから、ヒアリングも余りしなかったと何となく聞こえますけれども、しかし、それでヒアリングをしなかったというなら、それはそれなりの理由があるんでしょうけれども、先ほど申しましたように、その判断が果たして適切かどうかということは、問題ではなかったでしょうか。

最後にしておきますけれども、この行政の監査委員というのは、利根町だけでなくいろいろ問題がある、利根町もその一つであると私は今回痛切に感じます。ですから、監査委員というのは、住民の立場で監査をする、行政をチェックするのが監査委員の役目である、こういうことのご理解をいただきたいのですが、その点だけ、そういうふうに関心をお考えになるかどうか、そこだけ伺ってこの件については終わります。

○議長（井原正光君） 五十嵐監査委員。

○監査委員（五十嵐 弘君） 先ほども申しあげましたように、私も若泉監査委員も2人とも意見は一致していますけれども、あくまでも中立の立場で、行政側とか住民側とか、そういうのはございません。あくまでも中立の立場で今後も監査していきます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 調べていくときに偏見を持って、どっち側がいいはずだ、悪いはずだという、そういうことを言っているのではない。そういうことを考えなさいと言っているわけではないわけです。

監査というのは行政のチェックの一つなので、それが住民が納得できるものかどうか、住民が納得しなければいけないんです。住民側に問題があるかもしれませんから。要するにスタンスの問題です。そこのところをご理解いただきたいと思います。この件については終わりにいたします。監査委員、どうもご足労いただきありがとうございます。

2番目の問題に移ります。2番目の問題は、消費税増税分の使い方についてでございます。

ことしの4月、消費税の増税が実行されました。それによって利根町の地方消費税交付金も増額されていると思います。そこで、次の点について伺います。

今年度の地方消費税交付金の総額は幾らか。また、増額された地方消費税交付金は幾らになるか。平成26年度の当初予算書を我々見せてもらいましたし、承認をしているわけですが、この区別がなされておりません。これについて、まずお聞きいたします。

○議長（井原正光君） 遠山 務町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

今年度の地方消費税交付金の総額と、そのうち増税分の額はとのご質問でございますが、平成26年度当初予算の編成の際に、茨城県総務部地域支援局から通知があった地方消費税交付金の見込み額は、総額1億5,201万7,000円、当初予算の歳入には1億5,200万円を計上いたしました。前年度と比較すると4,000万円の増額となります。

そのうち、消費税増税分について、県予算額から推計しますと2,189万円となっております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 私のほうで調べたところによりますと、今の茨城県の総務部税務課のほうから通達が来ております。そして利根町には、予算として地方消費税交付金の26年度の配分としまして3,000万円が割り当てられていると通達が来ているようですが、そういう通達は受け取っておられないのでしょうか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

町長が申しあげました数字につきましては、ことしの1月16日付の事務連絡で、県の予算に係るさまざまな交付金があるんですけれども、その中で県の地方消費税交付金の算出方法ということで算出方法と、平成26年度の交付金の交付見込み額算出資料というのをいただきまして、1月16日で、予算編成は月末には予算を固めまして、2月の頭には予算書は作成して議員の皆様方に2月の20日前後に予算の内示会を行っております。

そういう日程もございまして、その通知でいただいた金額、県の予算総額がありまして、それで従来の交付金額、それから、消費税率引き上げ分ということで枠がありました。その枠で内示をいただいた額を割合を出して逆算したものが、先ほど申し上げました推計値になります。

総額については、金額の内示をいただいていますので、そういう形になります。

3,000万円とかたまたまおっしゃいましたのは、先月の26日に事務連絡で総務部税務課から市町村交付金交付通知の送付というのがありまして、これは毎回交付される際に、県知事名で利根町長宛に来る通知でございます。

その通知によりますと、それまでは明確な金額の明示はなかったんですが、地方税法第72条の115第1項及び第3項の規定に基づき、交付金を次のとおり交付しますという通知でございます。これによりますと、地方消費税交付金の一般財源分、これは従来の分です。これが交付額が第1回分ということで2,822万1,000円、同様に地方消費税交付金の社会保障財源分ということで、今回明確に分けて通知をいただいております。これが第1期分として815万8,000円ということでございます。

ですから、明示がされていないということをおっしゃっておりましたが、明示する額が不明だったということでございます。今回、地方消費税法の改正がありまして、初年度でございますので、そういう手続になったと思うのですけれども、次年度以降は、そういう形で明確に通知がいただけると思いますので、次年度以降は予算額の中のほうに従来分と増税分、それを明確に明記できると思います。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 消費税増税3%分は、4月からですから、まだ徴収もできていないわけですね。国にも上がってきていないし、それを配分するまでには至っていない。ですから未確定な部分もある、だから、数字が厳密にできていなかったという部分もあるかもしれません。しかし、県ではもっと前に、県の3%取り分としては66億円、県内44市町村に配分する分が約29億9,000万円ぐらい、その中で利根町は3,000万円というところが、もう少し前に出てきたことかと思えます。ただ、その後に修正が出てきたのかもしれませんが、だから3,000万円にはこだわりませんが、そういうものが来ていることは事実、それかこれから収入として上がってくるのも事実です。

私が言いたいのは、これは自民党政権、そして民主党政権も政権交代のときに安倍さんと野田さんとやり合って、必ず消費税はちゃんと増税しますとか、そういう約束で政権交代になりましたね。そのときに、この消費税の増税分は必ず社会保障の部分に使うんだと、ほかに使うのではないという約束を国民にしています。

その国民にした約束どおりに、末端に至るまで使っているか、使おうと予算を立てたのか、そして、決算の段階では、それを具体的にどう使ったかということを経営報告してもらって、それを総務省が要求して、そして、県、市町村にも要求されているはずですよ。つまり、私

が言いたいのは、3,000万円ではなくて、もう少し低い金額かもしれませんが、予算を立てる上で、3%消費増税分の予算はこれこれです。それをこういうことに使いますと、予算書の上に明記してくださいと、総務省初め、総理大臣同士の約束でしたから、総務省から県に指示があって、県から市町村に来ているはずですが、それを税務担当の担当課は、予算の上に3月段階ではできなかったというようなことを今おっしゃっていますが、できなかったのでしょうか。

それから、これからどうするんですか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 国のほうでは、その予算の項目の中にどこに消費増税分を充てるのか、予算書の中に明示してくれという連絡は来ておりました。ただ、予算額が幾らになるかというのがわかりませんので、それは明示できませんでした。

それと、県のほうへも問い合わせをしたんですけれども、金額がわからないのをどういうふうに明示するんですかという問い合わせも各市町村しておりました。

私どもとしては、社会保障費に使うというルールがありますので、社会福祉、それから社会保険、保健衛生、これが国で言っている社会保障施策に対する経費の充当先ということになっておりますので、それを事業名で申し上げれば、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、介護保険、健康保険、健康増進、予防接種、感染症予防対策、健康づくり推進事業ということで、幾つか項目がございます。

今現在、国のほうから、その枠の中で町の予算どのぐらい組んでありますかという調査が来ておまして、報告をこれから上げるところです。

そういうことですので、先ほど申しあげました金額、どれだけ最終的になるかわかりませんので、それが最終的にわかった段階で予算書の中に明記したいと、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 国が直接来るというのはおかしいですけれども、県から来ているんじゃないですか。

それはいいとして、今年度分の予算がまだ確定はしていないということですか。この増税分の額が幾らというのは、まだ確定されていないということですか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 金額につきましては、年度を終了しませんと交付金の額は決定しませんので、そこで初めて決定されるというところがございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 予算を立てるためにやらなければいけないのですから、年度が終わらないと出てこないというのは、ちょっと理屈に合いませんね。

県のほうではちゃんと予算も別枠で、3%増税分の収入は社会保障のこういうものに今

年度は使います、結果こうなりましたと、予算と決算を別建てで書いてくださいと言っているはずですが、年度末までわからないという話ではないんじゃないですか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、当初予算に計上しました県予算額、ご質問がありました金額で2,189万円を県予算で推計しております。これは県の予算で従来分と増税分とありまして、合計額から割合を出して、最初に内示いただいた1億5,201万7,000円の額に14.4%の割合になるんですけれども、掛けて算出したものです。

先月の26日に通知をいただいた通知額で、増税分については社会保障財源分として通知が来ましたのが、第1期分で815万8,000円、これは年度で4回来ますので、これを単純に掛けますと3,263万2,000円になります。これは景気で消費が伸びた場合、消費も伸びますし、消費税も上がりますし、その辺の動向もありますから、これだけざっと計算しても1,000万円以上の差があります。

ですから、当初に組めといわれても金額はつきりわかりませんので、交付金の額も変わりますので、年度の途中で交付金の額も決定してくれば、それは補正予算も組みますが、最終的にはつきりした時点で、増税分はここに充てるということで明示したいと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 私が把握していることとちょっと違いますけれども、何でも計画があって、それを予算化して実行して、締めて決算が出てくるわけです。この政権交代の劇的な例があったように、消費税を正しく社会保障に使うんだという意思表示、どこに使うんだ、そういうことを概算のレベルでもいいですから、早くつくらなければいけないのではないですか。そういうことを私は県が言っているはずだと思います。

もちろん、確定ができない部分はありますけれども、予算は予算ですから、何でも予算が確実に決算とイコールになるはずはないのですから、予算で県から指示された範囲でしっかりやっていただきたい、それが今できていません。ですから概算のレベルでわかっているところ、そして、どういうところにどう使うか、どういう事業にどう使うか、こういうことを議会にももう一度明確に示してください。3%分は今示されていません。

それから、これは住民にも知らせなければいけないんです。国民に総理大臣が約束していることですから、末端も約束どおりに明示してください。それをお願いしたいんですが、大丈夫ですね。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

消費税の税率が変わった増税分については、社会保障施策に充当するという事になっていきますので、先ほども社会福祉と社会保険と保健衛生、何事業か申し上げましたが、そ

の中に充てるということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） それはわかっています。だから、ちゃんと分けて記述してくださいということを、国も言っているし、県も言っています。それを今やっていませんので、今後早急にそういう方向で予算の示し方をさせていただきたいと思います。

時間がありませんので最後の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、小中学校生徒の課外における学力向上策について、教育長にお伺いいたします。

せんだっての教育研究集会で、浅野指導室長が文科省の学力調査官のお話を聞いてこられて、その文科省の学力調査官の話によりますと、学力向上に効果を上げている学校では、家庭学習と自主学習が生徒の身につけているようだということを冒頭紹介しておられました。私もそうだと思います。

それで、利根町では生徒の家庭学習と自主学習をどのように推進しているかをお伺いしたいわけですが、（１）で家庭学習の推進にはPTAの協力も非常に有用だと思いますが、どのような取り組みをされているかお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、白旗議員の質問にお答えいたします。

家庭学習について、PTAはどんな働きをしてきたのかとのお質問でございますが、家庭学習と自主学習につきましては、これまでも議会で答弁してきましたように、児童生徒の学力向上にとって非常に大切であると痛感しています。

全国学力・学習状況調査の結果からも、家庭学習の習慣化が身につけている児童生徒のほうが正答率が高いことも周知のとおりでございます。

本年度の本町の教育指導方針においても、家庭学習の充実を取り上げ、各学校においてもその具現化を図っております。

また、利根町では小中連携推進委員会を平成22年度より組織化して、家庭学習のあり方を学校評価とともに実践しております。

家庭学習についての具体的な取り組みとしては、各学校におきまして、児童生徒用に家庭学習の手引きを作成して保護者に協力を願うとともに、基本的な生活習慣や家庭学習の定着を図っております。また、学校だより等による情報発信も行っています。

次に、先月、各学校、教育委員会において学校改善プランを作成しました。これは、学校における学習指導に係るPDCAサイクルを確立し、児童生徒の学力の向上を図るものですが、プランについて三つの視点を設けてあります。視点Ⅰは授業改善に向けてでございます。視点Ⅱは学校の研修体制、そして視点Ⅲで保護者への働きかけを挙げております。

ここでは、家庭学習の手引き等による基本的な生活習慣の定着を図ってまいります。チ

チェックの評価では、保護者や地域などによるアンケート評価等を実施し、また、アクションの改善におきましては、保護者への働きかけを工夫し改善を図ってまいります。

児童生徒の家庭学習定着のために、保護者の協力は必須であります。今後も、学校と保護者の連携をより深め、保護者のご理解をもとに、児童生徒の家庭学習が定着し、学力向上に結びつくよう努力してまいります。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） P D C Aのサイクルを回す、これは大変企業では19世紀からやっていることですが、このP D C AのC、チェックの部分が大体いつも行政の場合は、どうやってチェックしているんだろうか、結果の成果が上がっているのかどうか、こういうところがなかなか見えません。

今回もそういうことで、P D C Aのサイクルを入れ込んだとおっしゃいますが、チェックの部分はどなたがやっているかお聞かせください。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） チェック、いわゆる評価に関しては、特に家庭学習に関してでございますが、保護者や地域の方々による、特にアンケート評価等を実施しまして、児童生徒の授業改善に生かしているということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 時間の関係上、次の質問に移させていただきます。今、2番目ですが、町で行っている子ども教室推進事業や放課後児童対策事業、これは学力向上ということをどの程度勘案してやっておられるのか。

放課後児童対策事業というのは、福祉課でやっていることであって、教育と関係ないという発想で今おやりになっているとは思いますが、その辺をどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 続いて白旗議員の質問にお答えいたします。

町で行っています子ども教室推進事業や放課後児童対策事業は学力にどのように役立っているかとの質問でございますが、子ども教室の状況からお話しますと、子ども教室は、平成19年の10月より町内の小学生を対象に、小学校の余裕教室を活用して、子どもたちの安全・安心な拠点、いわゆる居場所づくりを設け、地域の方々の参画を得まして、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動等の取り組みを実施することによって、子どもたちが地域社会の中で「心ゆたか」に育まれる環境づくりを推進することを目指している事業であります。

現在、文小学校で実施しておりまして、児童数は小学校1年生から5年生までの15名の児童が在籍しております。

主な教室の内容としましては、学校の宿題や華道、茶道、ものづくりやリトミック体操

などの学習活動等を実施しております。このような各種活動は、異年齢集団により行われておりまして、思いやりや協力して活動する心が育まれるなど、社会性の高まりにつながっております。

また、地域の方々との交流によりまして、地域との連帯感が高まって、児童が学習に意欲的に取り組むようになったとのことでもあります。

放課後子ども教室には、プログラムを組むコーディネーター（臨時職員）1名がおります。今年度の目標としては、みずから学び、みずから考え、主体的に判断・行動する力を養うことを基本に考えているところでございます。放課後子ども教室の事業については、学力向上のみを目的に実施している事業ではないということをご理解いただければと思います。

また、放課後児童健全育成事業につきましては、これは町部局の事業でございますので、町長より答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えいたします。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、学力向上にどのように役立っているのかというご質問でございますが、放課後児童クラブは、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校などに通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としている事業でございます。

このようなことから、学習塾などとは異なり、積極的に学力の向上を図るというものはございません。しかし、活動中に宿題を行う時間を設けるなど、自主学習の推進を図っているところでございます。

また、集団生活を経験し、児童の社会性を育み、多角的な視点を身につけることで、結果として学力の向上の基礎を養うことができると考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） ご答弁はわかりましたが、ぜひおっしゃるように、トータルに考える必要はもちろんあるんですが、この学力向上ということをいろいろな視点から考えて、そういうことにさらに努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（井原正光君） 白旗議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

午後4時22分散会